第9期西脇市高齢者安心プランの策定について

1 策定の趣旨

市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第 117条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を「西脇市高齢者安心プラン」として、これに位置づけています。

このたび、今年度(令和 5 年度)をもって、第 8 期計画が終了となるため、令和 $6\sim 8$ 年度までの 3 年を計画期間とする第 9 期計画を策定します。

第9期計画は、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎えることになり、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備する必要があります。また、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るため、具体的な施策や目標を計画に定めることが重要となります。

2 計画において定める主な事項

- (1) 日常生活圈域
- (2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (3) 各年度における地域支援事業の量の見込み
- (4) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定
- (5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標
- (6) 地域包括ケアシステム構築のための重点的に取り組むことが必要な事項

3 国の第 9 期の基本指針(案)

- (1) 介護サービス基盤の計画的な整備 ア 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 イ 在宅サービスの充実
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ア地域共生社会の実現
 - イ 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための 医療・介護情報基盤を整備

ウ保険者機能の強化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

4 サービス量等の推計

第9期計画期間である令和6~8年度の3か年の介護サービス量及び介護保険料(第1号被保険者保険料)の水準を推計します。

人口構造の変化等による自然体推計に加え、アンケート調査結果 や地域ケア会議等で把握された地域課題等への対応策を検討し、そ の施策を反映した上で保険料を決定します。

参考

第 6 期 (平成27~29年度) 基準月額 5,500円

(全国平均5,514円、県平均5,440円)

第7期(平成30~令和2年度) 基準月額 6,200円

(全国平均5,869円、県平均5,895円)

第8期(令和3~5年度)

基準月額 6,500円

(全国平均6,014円、県平均6,001円)

5 策定スケジュール (予定)

| 開催時期 | 内容 |
|--------------------|---|
| 令和5年7月 (7月13日) | 第1回介護保険運営協議会(事業実施状況及び事業 評価、健康とくらしの調査及び在宅介護実態調査の 結果等から見える課題報告) |
| 令和5年9月 (9月 日) | 第2回介護保険運営協議会(計画素案) |
| 令和5年10月 (10月 日) | 第3回介護保険運営協議会(計画修正案) |
| 令和5年12月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和6年1月 | 第4回介護保険運営協議会 (パブリックコメント結 果報告、計画最終案) |
| 令和6年3月 | 議会 (条例改正、計画の報告) |